

## 令和6年度 木島平村地域おこし協力隊（事務局長候補）募集要項

### 1. 目的

木島平村は長野県の北端に位置し、豊かな森林と豪雪に由来する豊かな水と肥沃な大地に恵まれた、美しい里山が広がる農村地域です。

木島平村では、村の豊かな自然や資源、農産物などを広くPRし、地域産業の活性化を進めています。また、将来的な人口減少への対応策として、移住定住の促進に力を入れており、特に観光を活用して木島平村のファンを作ることで、交流人口・関係人口の創出に取り組んでいます。

本事業の趣旨をご理解の上、木島平村の地域振興と一緒に取り組んでいただける「地域おこし協力隊」を募集します。

### 2. 業務概要等

観光を活用した村づくりに取り組んでいただきます。委嘱後は、一般社団法人木島平村観光振興局の職員として勤務いただきます。下記の部門について、1名の募集をいたします。一般社団法人木島平村観光振興局の基本業務に加え、事務局長候補として新規事業開発や組織作りを担っていただきます。

業務名	主な業務内容	募集人数
観光振興	<p>・事務局長候補</p> <p>一般社団法人木島平村観光振興局の事務局長としての職務をはじめとして地域活動の支援全般に携わることを主な業務とします。また、観光振興局において雇用する人材の労務管理を含めたマネジメント業務を担っていただきます。</p> <p>地域の事業者さんや行政と連携し、地域振興を進めるリーダーの一人としての役割が期待されます。</p> <p>*観光振興局の組織概要については、別添のとおり</p>	1名

### 3. 募集条件

#### (1) 共通事項

- ① 令和6年4月1日現在で満20歳以上の方。
- ② 性別不問。

- ③ 3大都市圏と政令指定都市または都市地域（条件不利地域を除く）から木島平村に生活拠点を移し、住民票を木島平村へ移せる方。
- ④ 普通自動車運転免許（A T限定の場合は履歴書へ記載必要）を取得している方。
- ⑤ 過疎地域の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、職務に向上心を持って誠実・熱心に取り組むことができる方。
- ⑥ 地域になじみ、地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方。
- ⑦ メールのやり取り、Word、Excel等パソコンを日常的に利用されている方。
- ⑧ マネジメント業務の経験がある方。
- ⑨ SNSを日常的に活用した情報発信ができる方。
- ⑩ 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方。
- ⑪ 活動期間終了後、木島平村への定住に意欲のある方。

## （2）個別事項

（必須ではありませんが、該当の方は優遇いたします。）

### 【歓迎するスキルと経験】

1. 10人から20人程度の組織のリーダーの経験
2. 採用や研修などの人事的バックグラウンド
3. 事業作りの経験

## 4. 募集人員 1名

## 5. 雇用形態及び期間

- （1）地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2第1項第1号に定めるパートタイム会計年度任用職員として任用し、村が指定する場所（村内）で勤務していただきます。
- （2）期間は令和6年5月以降（応相談）から2年間。期間終了後に、業務・活動状況等の評価を行い、協議により1年間延長が可能です。勤務開始のタイミングについては、協議の上で設定します。
- （3）村長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解嘱することがあります。

## 6. 勤務条件等

- （1）勤務場所：村が指定する場所（村内）
- （2）報酬：月額300,000円（賞与はありません）

(試行期間) 採用した日から3か月間程度を試行期間とし、ただし勤務成績等を評価し、特に認めたときは期間を短縮、若しくは延長し局長へ昇任とする。  
なお、試行期間中の報酬額は230,000円とします。

通勤手当：木島平村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に基づき距離に応じて支給

※上記の額から社会保険料等が控除されます。

(3) 勤務日：週5日で木島平村が指定する勤務日

※シフト制(土日祝日含む)

※担当部署と相談の上、本業に影響が出ない範囲で副業可

(4) 勤務時間：原則8時30分から17時00分まで

(ただし、時間外または休日に勤務を要する日があります。)

(5) 加入保険：健康保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。

(6) 住居：住居は、村が用意する村内の住居に入居していただきます。

家賃は村が負担します。(光熱水費、生活備品等は各自で負担。)

※家族の居住についてはお問い合わせください。

(7) 起業補助金：活動2年目、もしくは任期後1年目に起業される場合には、起業に要する費用を最大100万円まで補助します。

(8) 資格取得補助金：活動期間中いつでも、退任後における定住促進を目的に、定住するにあたり必要な資格の取得又は講習会等の受講に要する経費に対して、最大20万円まで補助します。

(9) その他：その他の事項は、双方協議の上決定することとします。

## 7. 応募手続き

(1) 申込受付期間：令和6年3月19日(火)～令和6年4月30日(火)まで(木島平村役場必着)

(2) 提出書類(郵送にてご送付ください。)

①木島平村地域おこし協力隊(観光振興)応募用紙

②履歴書(写真添付)(任意様式)

③住民票抄本

(3) 選考方法

書類及び面接による審査を行います。

◎応募前面談

正式な応募の前に、1時間程度の面談を求めます。来村されての面談を前提としま

すが、難しい場合にはオンラインでも対応します。

応募をご検討されている方は、下記担当までご連絡ください。

① 第1次選考

書類選考の上、令和6年5月2日（木）を目処に応募者全員に結果通知します。

② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、第2次選考（オンライン面接）を行います。こちらは、（一社）木島平村観光振興局の面接となります。

③ 第3次選考

第2次選考合格者を対象に、第3次選考（対面による面接）を行います。こちらは、担当部署である木島平村産業課との面接です。木島平村役場にて行います。

(4) 面談

第2次選考合格者を対象に、木島平村移住定住係によるオンライン面談を実施します。移住後の生活に向けて不安な点を相談することが出来ます。※こちらは、選考過程には一切影響しません。希望しない方には行いません。

(5) 申し込み先

〒389-2392 長野県下高井郡木島平村大字往郷914番地6

木島平村 産業課 商工観光係 あて（郵送可）

8. 選考

書類及び面接審査

詳細は、応募者に直接連絡させていただきます。

選考に係る旅費等の経費は、応募者の負担となります。

9. お問合せ先

木島平村 産業課 商工観光係 担当 湯本 邦浩（ゆもと くにひろ）

〒389-2302 長野県下高井郡木島平村大字往郷914-6

電話：0269-82-3111 / FAX：0269-82-4121

e-mail：shokan@vill.kijimadaira.lg.jp